

## 平成26年第7回 苓北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成26年7月25日(金)  
午前9時30分 から 午前10時42分
2. 開催場所 苓北町役場2階庁議室
3. 本日の出席委員(13名)

1番	田中安雄	2番	池崎計介
3番	錦戸幸春	4番	大仁田金次
5番	内尾明美	6番	福田正明
7番		8番	
9番	福山健	10番	小野陽一
11番	塚田修彦	12番	渡邊和人
13番	春本一喜	14番	山下時義
15番	岡村貞夫(会長)		
4. 本日の欠席委員(2名)

7番	山本政人	8番	田中文彦
----	------	----	------
5. 議事日程
  - 日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
  - 日程第2. 議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 日程第3. 議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 日程第4. 議案第57号 農用地利用集積計画の認定について
  - 日程第5. その他
6. 総会書記(農業委員会事務局職員)  
事務局長 野田尚之・局長補佐 坂本重志・主幹 田尻龍一

## 7. 会議の概要

### 1. 開 会

開会午前 9時30分

事務局 おはようございます。定刻になりましたので、ただ今から平成26年第7回の農業委員会総会を開会致します。先日の農業委員会・総合農政審議会の研修は大変お疲れ様でした。まずはじめに岡村会長よりご挨拶をお願い致します。

岡村会長 皆さん、おはようございます。毎日厳しい暑さが続いておりますので、委員皆様方くれぐれも体にご注意をお願いを致します。7月22日23日の農業委員会、総合農政審議委員会の合同研修会を開催しましたところ皆さんには参加をいただき誠にありがとうございました。詳しくはその他の項で事務局から報告がございますが、私も簡単にまとめましたので、ご報告をさせていただきます。1日目の北部農園研修では、上田社長独自の経営で農地を2回転3回転させ生産効率を上げ生産規模拡大で利益の増大を図ると、そして従業員への利益の還元などを実行されているということでございます。連作障害対策としては、自社オリジナルのぼかし肥料を使用して改善を図っていらっしゃるようでございます。2日目の県農業会議所研修では、出田課長の説明で政府の規制改革会議の農業改革や農業委員会改革案の最新の状況を説明をしていただきました。皆さんの活発なご意見も多く出され有意義な研修ができたことと思っております。厚く御礼を申し上げます。一応簡単ですけど挨拶に代えさせていただきます。

事務局 はい、ありがとうございました。  
本日は7番山本政人委員さん8番田中文彦委員さん大仁田委員さんが少し遅れられるということで今連絡が入っております。出席委員は15名中13名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は岡村会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願い致します。

議 長 はい、それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご異議ございませんか。

(はいの声あり)

議長 それでは、9番の福山健委員さんと10番の小野陽一委員さん  
にお願いを致します。本日の会議書記には、農業委員会事務局の野田  
氏、坂本氏、田尻氏を指名を致します。

議長 それでは、日程第2・議案第55号 農地法第3条の規定による  
許可申請についてを議題と致します。  
事務局に説明を求めます。

事務局 はい、日程第2・議案第55号 農地法第3条の規定による許  
可申請についてご説明いたします。

今回3件の申請がございます。整理番号1からご説明致します

3ページをお開き下さい。議案記載の譲受人は議案記載の譲渡人  
より売買により取得し所有権を移転したいというものです。申請地  
は4ページから6ページに図示しております。

申請物件の表示は議案記載のとおり苓北町富岡の田1筆472㎡  
です。権利の種類は売買による所有権移転で申請理由は非農家であ  
り耕作困難なためです。農地法基準に照らし合わせた結果について  
ですが、自作地であるか、取得後全ての農地を効率的に利用するか、  
信託引受による権利取得ではないか、農作業に常時従事するか、権  
利取得後の経営面積が40アール以上となるか、所有権以外の権限  
に基づく耕作農地の転貸・質入れではないか、地域との調和要件を  
満たしているかの審議要点は、現地確認、書類審査、本人への聞き  
取り等の結果農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件  
の全てを満たしていると判断しております。

続きまして整理番号2ですが7ページをお開き下さい。

議案記載の譲受人は議案記載の譲渡人より売買により取得し所有  
権を移転したいというものです。申請地は8ページから10ページ  
に図示しております。譲受人は整理番号1と同一人です。

申請物件の表示は議案記載のとおり苓北町富岡の田1筆1,07  
7㎡です。権利の種類は売買による所有権移転で申請理由は非農家  
であり耕作困難なためです。農地法基準に照らし合わせた結果につ  
いてですが、自作地であるか、取得後全ての農地を効率的に利用す  
るか、信託引受による権利取得ではないか、農作業に常時従事する  
か、権利取得後の経営面積が40アール以上となるか、所有権以外

の権限に基づく耕作農地の転貸・質入れではないか、地域との調和要件を満たしているかの審議要点は、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると判断しております。

続きまして整理番号3ですが11ページをお開き下さい。

議案記載の譲受人は議案記載の譲渡人より売買により取得し所有権を移転したいというものです。申請地は12ページから14ページに図示しております。

申請物件の表示は議案記載のとおり苓北町富岡の田3筆2, 176㎡です。権利の種類は売買による所有権移転で申請理由は町外在住であり耕作困難なためです。農地法基準に照らし合わせた結果についてですが、自作地であるか、取得後全ての農地を効率的に利用するか、信託引受による権利取得ではないか、農作業に常時従事するか、権利取得後の経営面積が40アール以上となるか、所有権以外の権限に基づく耕作農地の転貸・質入れではないか、地域との調和要件を満たしているかの審議要点は、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございました。只今事務局から説明をいただきましたが、整理番号1と整理番号2は譲受人が同一人であるため2件併せてご意見のある方は挙手をお願いいたします。

13番 はい。

議 長 はい、どうぞ。

13番 7月の19日に譲受人に連絡を致しまして、立ち会いの下現地を確認致しました。場所につきましては譲受人の農地の隣接地であり現状は長年耕作されてなく竹或いは雑草が茂っておりました。が今回見に行ったところきれいに伐採されておりました。事務局から説明がありましたとおり審議の要点につきまして譲受人に確認し何ら問題なく所有権移転後も農地として利用されるものと思われま。以上現地の確認の報告を致します。

議 長 はい、ありがとうございました。只今担当委員さんから整理番号

1と整理番号2につきましてご意見をいただきました。この件について他にご意見のある方は挙手をお願い致します。

ございませんか。

(ありませんの声あり)

議長 はい、無いようでございますので、まず、整理番号1につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので、整理番号1につきましては許可することに致します。続きまして整理番号2につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので、整理番号2につきましても許可することに致します。

続きまして整理番号3につきましてご意見のある方は挙手をお願いをいたします。

13番 はい。

議長 はい、どうぞ。

13番 この件につきましても7月19日譲受人立ち会いの下現地を確認致しました。場所は譲受人の住宅の隣接地で、現在牧草と野菜が作付けされております。この農地につきましては両者の先代或いは先々代から相対による貸借がなされており今日まで作成されている物件であります。事務局より説明がありましたとおり審議の要点につきまして譲受人に確認し何ら問題なく所有権移転後も農地として利用されると思われれます。以上報告致します。

議長 はい、ありがとうございました。只今担当委員さんから整理番号3につきましてご説明いただきました。他にこの件につきましてご意見はございませんか。ご意見のある方は挙手をお願い致します。

(ありません)の声あり

議 長 はい、無いようでございますので、整理番号3につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので、整理番号3につきましても許可することに致します。

次に日程第3、議案第56号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程を致します。事務局に説明を求めます。

事務局 はい、日程第3、議案第56号農地法第5条の規定による許可申請についてご説明致します。今回2件の申請がっております。

まず、整理番号1からご説明致します。16ページをお開き下さい。申請人は議案記載のとおりです。申請物件の表示は苓北町坂瀬川の田1筆444㎡です。転用の目的は資材置場用地のためです。転用しようとする理由の詳細は、借受人の会社は、山中の離れた場所にあり道路幅も狭く以前から資材の運搬に困っており、資材置場の確保が必要であると考えていた。申請地は借受人の会社社長の所有地であり、県道に面しており大型車の乗り入れも容易であることと、以前から耕作されていなかったことから、今回使用貸借権の設定及び転用申請に至った次第である。他に代替えとなる土地も無いことから、申請地を資材置場として整備し利用したい。というものです。場所及び資料につきましては17ページから20ページに図示しております。

農地法に基づく農地転用の許可の検討事項の転用目的及び使用目的の実現性の適否ですが、土地の選定、申請事由の妥当性及び被害防除対策についても、事業計画、位置図、平面図、字図、配置図、給排水計画図、排水同意書等関係書類も添えられており審議要点については、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果適当であると判断しております。申請箇所は農振農用地区域の除外区域であり、農地区分は農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地の理由からで第2種農地と判断しております。今回始末書を添付しての申請となっております。以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、整理番号1につきましてご意見のある方は挙手をお願いを致します。

3 番 はい。

議 長 はい、どうぞ。

3 番 この件につきましては事務局より確認をしておいてくれという要望がありましたので私も7月17日の8時半頃現地を確認してまいりました。農地はですねこれは数十年前に周辺も嵩上げが済んでおり、周辺も宅地となっておりまして住宅が建っております。農地は現在ブロックとか鉄骨などが少し置いてありまして、近所に当地の区長さんがおられましたのでお話を伺ってまいりました。周辺もこうした住宅地であるしまた資材置き場として利用するに当たっては草払いなどもしてもらって反っていいんですというようなことございました。ので何ら問題はないと思われれます。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。只今担当委員さんからご意見がございましたが、この件につきまして他にご意見のある方はございませんか。

( ありません。の声あり )

議 長 はい。無いようでございますので、整理番号1についての賛成の方の挙手を求めます。

( 全員賛成 )

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号1につきましては許可相当として県知事に意見を送付致します。

続きまして、整理番号2につきまして事務局より説明をお願い致します。

事務局 はい。それでは整理番号2につきましてご説明致します。21ページをお開き下さい。

申請人は議案記載のとおりです。申請物件の表示は苓北町坂瀬

川の畑1筆87㎡です。転用の目的は作業場用地のためです。転用しようとする理由の詳細は、譲受人は、アオサの養殖業を行うにあたり、自宅敷地の一角で乾燥、加工作業を行う予定であるが、手狭なため作業場の確保が必要であると考えていた。申請地は、自宅施設に隣接しており利便性も高く、又所有者は県外在住であり今後も耕作する予定もないことから、今回所有権の移転及び転用申請に至った次第である。他に代替えとなる土地も無いことから、申請地を作業場として整備し利用したい。というものです。場所及び資料につきましては22ページから26ページに図示しております。

農地法に基づく農地転用の許可の検討事項の転用目的及び使用目的の実現性の適否ですが、土地の選定、申請事由の妥当性及び被害防除対策についても、事業計画、資金計画、位置図、平面図、字図、配置図、給排水計画図、排水同意書等関係書類も添えられており審議要点については、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果適当であると判断しております。申請箇所は農振農用地区域の除外区域であり、農地区分は農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地の理由からで第2種農地と判断しております。以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、整理番号2につきましてご意見のある方は挙手をお願いを致します。

2 番 はい。

議 長 はい、どうぞ。

2 番 申請人と面談をして現地を確認して状況を調査してまいりました。7月17日の午後でございますけれども、当該場所は坂瀬川地区総合グラウンドの取り付け道路の脇にあります。申請人は約20年余り漁協に勤務しておりましたが、今回自立してアオサ海苔の養殖事業をやりたいと思い立って退職しております。自宅敷地横に乾燥作業場を建設したいと考えて、以前庭になっていたところに建てるよう設計してみたところ、少し手狭なために隣接地である現在関東方面に在住している所有者と連絡を取って見ましたところ、今後所有者は帰郷する意志もなく現在雑種地になっていてすぐに了解を得ております。約1メートルぐらい地盤が高かったために敷地と平準



になるように地均しをして設計書を報告してみましたら、譲渡する旨了解を受けましたので今回の所有権移転と転用の許可申請に至った次第です。近くには両親も健在で居住していますので事業に協力的であり又建設するにあたり作業場裏にある約3メートルくらいの土手も崩落しないように防止柵を設置していました。作業場は少し高台にあるため雨水、排水対策についても勾配を付けて自宅進入路から排水溝へ自然排水するため特に支障はないと考えております。以上の状況から委員の皆様の賛同をよろしく申し上げます。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。只今担当委員さんからご意見がございましたが、この件につきまして他にご意見のある方はいらっしゃいませんか。

議長 無いようでございますので、整理番号2についての賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 はい、全員賛成でございますので整理番号2につきましても許可相当として県知事に意見を送付致します。

次に日程第4、議案第57号農用地利用集積計画の認定についてを上程致します。それでは事務局に説明を求めます。

事務局 はい、日程第4、議案第57号農用地利用集積計画の認定についてご説明致します。29ページをお開き下さい。

新規設定で1件ございます。利用権の設定を受ける者は苓北町農業協同組合です。利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定をする者は議案記載の個人です。利用権の種類は賃借権です。利用内容は野菜作付です。期間は6年5ヶ月です。30ページをお開き下さい。新規設定で1件ございます。利用権の設定を受ける者は苓北町農業協同組合です。利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定をする者は議案記載の個人です。利用権の種類は賃借権です。利用内容はみかん作付です。

期間は20年5ヶ月です。続きまして転貸でございます。31ページをお開き下さい。新規設定で苓北町農業協同組合が借り受けた農

地を個人へ貸し出すものです。内容は新規設定と同じです。32ページをお開き下さい。新規設定で苓北町農業協同組合が借り受けた農地を個人へ貸し出すものです。内容は新規設定と同じです。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は挙手をお願い致します。

議 長 ございませんか、無いようでございますのでこの件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので許可することに致します。

議 長 議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局 事務局から苓北町総合農政審議会、苓北町農業委員会合同研修会の報告。

事務局 次回農業委員会総会予定  
平成26年8月25日(月)午前9時30分

議 長 農業委員会の議題は以上でございます。以上をもちまして平成26年第7回総会を閉会いたします。

閉会午前10時42分

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する

会 長 \_\_\_\_\_

署 名 委 員 \_\_\_\_\_

署 名 委 員 \_\_\_\_\_

